



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局 発表
令和7年5月2日(金)

担	京都労働局 労働基準部 健康安全課 健康安全課長 宇野 均
当	統括特別司法監督官 山田 英輔 電話 075 - 241 - 3216(ダイヤル)

令和7年「STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン」の実施について

京都労働局(局長: ^{すなみ いわお}角南 巖)では、職場における熱中症予防対策の推進を図るため、令和7年4月を準備月間とし、5月から9月までの間、令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、暑さが本格化する7月を「重点取組期間」として、下記事項の積極的な実施、5月も引き続き暑さ指数(WBGT)の把握等、熱中症予防の取組の継続について呼びかけます。【資料1】

京都府内における令和6年の職場での熱中症による休業4日以上^{すなみ いわお}の死傷者数(以下「死傷者数」という。)は、猛暑の影響により26人となり、前年の18人と比べ8人増加し、過去10年(平成27年~令和6年)で最も多い人数となりました。過去10年間の死傷者総数、141人(うち、死亡2人)を発生月別に見ると、7月(56人)、8月(60人)の2か月間が全体の約82%を占めています。【資料2】

また、熱中症対策強化のため労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されます。

本改正の内容は、熱中症の重篤化を防止するための措置として、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」(*1)を行うときは、あらかじめ、

- 1 当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合、当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを他の者が発見した場合に、その旨を報告させる体制を整備し、それを周知すること
- 2 当該作業からの離脱や身体の冷却(着衣状態のままバケツ等で放水する)等熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容・手順を定め、それを周知すること

を義務化するものです。【資料3】

*1...「WBGT28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

記

< キャンペーン期間中に確認、実施すべきこと >

- STEP 1 暑さ指数（WBGT）の準備及び把握と評価（JISに適合したWBGT指数計を準備し、点検すること。）
- STEP 2 測定した暑さ指数に応じて、「キャンペーン期間中（5月～9月）にすべきこと」の徹底。【資料1、パンフレット裏面の対策】

< 7月の重点取組期間中に実施すべきこと >

- 1 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じて対策を追加。
- 2 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底。
- 3 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底。
- 4 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加、体調不良の者が発生したときの初期対応の徹底。
- 5 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施。
- 6 体調不良の者に異常を認めたときは、重篤化防止のための体温低減措置を講じ、躊躇することなく救急隊を要請。



（熱中症予防キャラクター
チューイカン吉）